

水道事業経営戦略 用語集

あ 行

	用語	読み方	解説
あ	アウトソーシング	あうとそーしんぐ	業務の全部または一部を外部の専門業者に委託すること。
	アセットマネジメント	あせつとまねじめんと	資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることをいう。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいる。
い	維持管理費	いじかんりひ	事業の管理運営に必要な経費のこと。「人件費」(職員の給与費等)や「物件費」(管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等)のこと。
	一日最大給水量	いちにちさいだいきゅうすいりょう	年間一日給水量のうち最大のものを一日最大給水量(立方メートル/日)といい、これを給水人口で除したものを一人一日最大給水量(L/人/日)という。
	一日平均給水量	いちにちへいきんきゅうすいりょう	年間総給水量を年日数で除したものを一日平均給水量(立方メートル/日)といい、これを給水人口で除したものを一人一日平均給水量(L/人/日)という。
え	営業外収益	えいぎょうがいしゅうえき	預貯金などから生じる受取利息など、金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が計上される。
	営業外費用	えいぎょうがいひよう	企業債の支払利息などの金融財務活動に伴う費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用。支払利息、過年度分下水道使用料の還付など雑支出が計上される。
	営業収益	えいぎょうしゅうえき	主たる営業活動から生じる収益。下水道使用料、他会計負担金が計上される。
	営業費用	えいぎょうひよう	主たる営業活動のために生じる費用。管渠費、処理場費、個別排水処理費、総係費、減価償却費などが計上される。
お	応急給水	おうきゅうきゅうすい	地震、濁水および配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水および仮設給水などにより、飲料水を給水することである。

か 行

	用語	読み方	解説
--	----	-----	----

か	改築	かいちく	排水区域の拡張等に起因しない対象施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	拡張事業	かくちょうじぎょう	水源の変更や給水量の増加、区域の拡張など、厚生労働省の認可変更要件に該当する事業。
	借入金	かりいれきん	地方公営企業法第 18 条の 2 に基づき、公営企業の特別会計が一般会計又は他の特別会計から借入れたお金のこと。返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に到来するもの（短期借入金）と一年を超えるもの（長期借入金）の二種類に分かれ、貸借対照表上には、短期借入金は流動負債、長期借入金は固定負債として計上する。
	簡易水道事業	かんいすいどうじぎょう	計画給水人口が 5,000 人以下である水道によって水を供給する水道事業。
	官庁会計	かんちょうかいけい	地方自治法に基づいて会計が行われ、詳細については条例・規則に規定され、単式簿記および現金主義を採用した経理方式。名寄市では一般会計や国保や大学などの特別会計。
	管路	かんろ	水源から取水し、浄水場で浄水処理した水を配水し、各家庭に引き込むまでの地中に埋設している専用の施設・設備の総称。具体的には、導水管、送水管、配水管などで構成されている。
	管路経年化率	かんろけいねんかりつ	法定耐用年数（水道管 40 年）を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示す。管路経年化率（%）＝法定耐用年数を経過した管路延長／管路延長×100
き	企業会計（公営企業会計）	きぎょうかいけい	企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した経理方式。名寄市では水道事業、下水道事業、病院事業。
	企業債	きぎょうさい	地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債（長期借入金）のこと。
	企業債償還金	きぎょうさいしょうかんきん	企業債（建設するときに借りたお金）に対する返済金のこと。元金（実際に借り入れた額）の支払額を企業債償還元金といい、資本的支出の一部として計上する。また、利子の支払額を企業債支払利息といい、収益的支出の一部として計上する。
	基準内繰入金・基準外繰入金	きじゅんないくりいれきん・きじゅんがいくりいれき	毎年 4 月に総務省から出される「地方公営企業繰出金」通知により、一般会計（公費）が負担すべき経費の算定基準が示され、その基準による繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の政策的経費による繰入金を「基準外繰入金」とし

	ん	ている。
基本水量	きほんすいりょう	基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲内では実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。基本水量の設定は、一般家庭において一定の範囲内で水使用を促し、公衆衛生上の水準を保つとともに、その部分に係る料金の低廉化を図るもので、政策的配慮に基づくものである。
基本料金	きほんりょうきん	使用水量に関係なく、必要となる経費に対する料金で、名寄市の場合、口径別に設定しており、口径13ミリ基本水量5立方メートル/1か月に対して917円としている。
キャッシュ・フロー計算書	きゃっしゅ・ふろーけいさんしょ	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における現金の流れを活動区別に表示した報告書のこと。官庁会計が現金主義であるのに対し、企業会計は債権・債務の発生をもって収益や費用を認識する「発生主義」を採用しているため、現金の動きに関する情報を把握する目的で作成する。
給水	きゅうすい	給水申込者に対し、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて必要とする水を供給すること。
給水管	きゅうすいかん	道路に埋められている配水管(水道本管)から分岐して各家庭に引き込まれている水道管のこと。
給水区域	きゅうすいきいき	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいう。水道事業者は、この区域内において給水義務を負う。
給水原価	きゅうすいげんか	水道水1立方メートルを生産するのにかかる原価を表す。 (経常的費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価)) ÷ 年間有収水量で求められる。この値が低いほど生産性が高いことを示している。
給水収益	きゅうすいしゅうえき	水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料(地方自治法225条)をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益であり、通常、水道料金としての収入がこれにあたる。
給水人口	きゅうすいじんこう	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。
給水装置	きゅうすいそうち	市が設置した配水管から分かれて、各家庭に引き込まれている給水管、止水栓、水道メータ、じゃ口などを総称し

			て「給水装置」という。
	給水量	きゅうすいり ょう	給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のこと。統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいう。
	供給単価	きょうきゅう たんか	水道水1立方メートルの平均販売単価を表す。給水収益÷年間有収水量で求められる。この値が低いほど、水道利用者へのサービスが良好であることを示している。
く	繰入金	くりいれきん	公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源に対して、必要により一般会計から繰り入れられた資金のこと。
け	経営指標	けいえいしひ ょう	経営分析を行うにあたって、具体的に事業の実態がどのようになっているのか把握し経営改善につなげるため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。
	経営戦略	けいえいせん りやく	将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な投資・財政計画。
	経常収支比率	けいじょうし ゅうしひりつ	経常費用(=営業費用+営業外費用)が経常収益(=営業収益+営業外収益)によって、どの程度賄われているかを示す指標。この比率が100%未満である場合、収益(稼いだお金)で費用(支払うお金)を賄えず経常損失が生じていることを意味する。
	減価償却費	げんかしょう きゃくひ	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。
	検針	けんしん	料金を賦課するために、各戸の水道メーターで使用水量を確認すること。名寄市は、名寄市街地区は毎月月初めに検針を行い前月分の使用量を、名寄郊外地区は偶数月初め、風連地区は隔月25~26日に検針を行い、前2か月分の使用量を確認する。
	原水	げんすい	浄水処理する前の水。水道原水には大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水が、地下水には伏流水、井水などがある。地表水は表流水とほぼ同義語である。
	建設改良費	けんせつかい りょうひ	主に水道の施設整備や改築に使われる経費。
こ	広域化	こういきか	経営基盤や技術基盤の強化を地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等の多様な形態のこと、市町村の連携体制を構築すること。
	工事負担金	こうじふたん きん	地方公営企業が開発行為者や他企業などから依頼を受けて当該事業の施設工事を行う場合に、その工事に係わる負担として依頼者から納付する金銭的給付。水道事業に

		おいては、下水道事業からの量水器取替工事負担金や開発行為者からの依頼による配水管の新設などがある。
更新	こうしん	老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うことをいう。

さ 行

	用語	読み方	解説
さ	財務諸表	ざいむしょひ よう	事業の財政状況を示す資料で、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」などがある。これらの作成により、当年度の収益や費用が明らかとなり、その結果、利益あるいは損失など、事業の経営状況が判るほか、年度末時点において事業が保有している資産や負債といった財政状況が把握できるようになる。
	残留塩素	ざんりゅうえんそ	水に注入した塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消失せずに残留している塩素のこと。
し	事業認可	じぎょうにんか	水道事業または水道用水供給事業を經營しようとする際に、厚生労働大臣または都道府県知事から受ける認可をいう。この事業認可は、行政法上の公企業の特許に相当するもので、認可を受けないと法の保護を受けることができない。水道事業の經營が自由に行われると、水道事業が乱立し、事業の計画的な遂行が困難となり、水道事業の目的である水を安定して供給することができなくなるおそれがあるので、公共の利益を保護し、公衆衛生を確保するため認可が必要とされる。
	資金不足比率	しきんふそく ひりつ	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、經營状態の悪化の度合いを示すもの。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、この率が經營健全化基準(20%)以上である場合、經營の健全性が確保出来ていないとして、「財政健全化計画」を定めなければならない。
	資本的収入・支出	しほんてきし ゆうにゆう・し しゅつ	効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入のこと。
	収益的収入・支出	しゅうえきて きしゆうにゆ	その年度の營業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行なわれる。

	う・ししゅつ		
修繕・修繕費	しゅうぜん・しゅうぜんひ	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復すること、及びその費用。	
取水	しゅすい	地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い原水を取り入れること。	
出資金	しゅっしきん	地方公営企業法第 18 条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたものをいい、公営企業の自己資本金となる。	
需要家	じゅようか	水道の供給をうけて使用している者のこと。	
純利益（純損失）	じゅんりえき (じゅんそんしつ)	総収益-総費用 の計算式で求められる。	
浄水・浄水場	じょうすい・じょうすいじょう	河川、湖沼、地下水などから取水した原水は、種々の物質、生物、細菌などが含まれているので、そのままでは飲用に適さない。これらの水中に含まれている物質などを取り除き、飲料用に供するための適切な処理を行い、水道法に定められた水質基準に適合させる操作をいう。この処理操作を浄水処理といい、それを行う場所を浄水場という。	
す	水源	すいげん	一般に取水する地点の水をいうが、河川最上流部やダム湖などその水の源となる地点の水を指す場合がある。水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水がある。
	水源井	すいげんい	地下水をくみ上げるための深井戸です。構造は、約 100～150 メートルの深さがあり、水中ポンプにより地下水をくみ上げている。
	水質基準	すいしつきじゅん	水道水が備えなければならない水質上の要件として水道法に規定されている基準のこと。
	水質検査	すいしつけんさ	水道法に定める水質（安全で清浄な水）を確保するため、水道事業者に義務付けられた定期及び臨時の検査のこと。色の濁り、味や臭気などのほか、残留塩素や病原菌・化学物質などについての検査を行う。検査回数や頻度（毎日・毎月など）は法令で詳細に定められており、市内に設定した検査地点から採水して検査を行う。
	水道技術管理者	すいどうぎじゅつかんりしゃ	水道法において、水道事業への配置が義務付けられている技術面での責任者のこと。水道における一定以上の知識や実務経験を必要とし、水道設置者（市長）によって任命される。水道技術管理者に必要な資格要件は、水道法及び本市条例に規定されている。

	水道事業	すいどうじぎ ょう	一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう。計画給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は、簡易水道事業として特例が設けられている。計画給水人口が5,000人を超える水道によるものは、慣用的に上水道事業と呼ばれている。
	水道施設台帳	すいどうしせ つだいちょう	水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記録した電子システム図面。
	水道配水用ポリエチレン管	すいどうはい すいようぼり えちれんかん	高性能ポリエチレン樹脂で製造された水道配水管。
	水道ビジョン	すいどうびじ ょん	厚生労働省が平成16年6月に、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策およびその方策、工程等を示したもの。名寄市は平成20年6月に策定
	水道法	すいどうほう	明治23年(1890)に制定された水道条例に代わる水道法制(昭和32年法律177号)。水道により清浄で豊富、低廉な水の供給を図ることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。この目的達成のために、水道の布設および管理を適正かつ合理的にするための諸規定や水道の計画的整備・水道事業の保護育成に関する規定をおいている。水道事業のほか、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道についても規定している。
	水道メーター (量水器)	すいどうめー たー	配水管から住宅などに引き込んだ水量を測るための器具。配水管から分岐した給水管に接続されており、通常は敷地内の地下に設置されているため、冬期間も検針ができるように受信機を併せて設置している。 水道メーターは「計量法」で8年ごとの取替えが義務付けられており、一般家庭のメーターは有効期限が切れる前に市で取替えを行う。
せ	洗管作業	せんかんさぎ ょう	水質を維持するために、配水管内部の付着物や錆などを洗浄する作業のこと。市ではエリアごとに定期的に洗管作業を実施している。
そ	送水・送水管	そうすい・そう すいかん	浄水場で、処理された浄水を配水池などまで、管路によって送ること。この水道管のことを送水管という。
	損益勘定留保 資金	そんえきかん じょうりゅう	収益的支出のうち、減価償却費や資産減耗費など、現金の支出を必要としない費用の合計から、長期前受金戻入額

	ほしきん	を差し引いたもので、企業内に現金として留まるもの。
損益計算書 (P/L)	そんえきけい さんしょ	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における経営成績を表すもので、その期間中すべての収益と、これに対応するすべての費用を記載して、その結果（純利益又は純損失）を表示した報告書のこと。

た 行

	用語	読み方	解説
た	貸借対照表 (B/S)	たいしゃくた いしょうひよ う	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。企業の財政状況を明らかにするため、一定の時点におけるすべての資産、負債及び資本を総括的に示した報告書のこと。貸借対照表は左右に分かれており、左側（借方）に資産、右側（貸方）に負債と資本を記載する。原則として、資産＝（負債＋資本）が成り立ち、左右の合計額が均等となることから、バランス・シートとも呼ばれる。
	耐震化	たいしんか	水道施設を地震等災害が発生した場合でも、耐えられるように施設の構造を強化すること。
	耐用年数	たいようねん すう	施設が使用に耐える年数。一般的な水道環境の下で適切に維持管理が行われている場合、浄水場の土木・建築構造物でおおむね50年、水道管などは40年、機械・電気設備でおおむね10～30年とされている。標準耐用年数は、固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数であり、減価償却の計算期間となる。
	ダウンサイジング	だうんさいじ んぐ	水需要減少や技術進歩の伴い施設更新などの際に、施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。配水池の縮小や、管路更新時の小口径化が考えられる。
ち	地方公営企業法	ちほうこうえ いきぎょうほ う	地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法であり、水道事業（簡易水道事業を除く。）などに適用される。
	超過料金	ちょうかりよ うきん	使用水量に応じて増減する料金で、水量に応じて変動する経費などをまかなうものです。名寄市は、口径別に設定しており、口径13ミリ超過水量1立方メートルに対して

			265円としてる。
	長期前受金戻入	ちょうきまえうけきんれいにゆう	減価償却が取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。
と	導水・導水管	どうすい・どうすいかん	原水を取水施設から浄水場まで送ること。導水の方法としては、自然流下方式とポンプ圧送方式に分類される。この水道管のことを導水管という。導水管には、河川から貯水池を経由して浄水場に送る管と水源井から浄水場に送る管等がある。
	動力費	どうりょくひ	機械設備等の運転に必要な電力料及び燃料費等。
	特別利益・損失	とくべつりえき・そんしつ	事業の通常の経営に伴うものではなく、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられる収入及び支出や、災害損失等のため臨時かつ巨額の支出が必要とされるものなど、経常的な損益計算に算入されないもの。主に特別利益は退職給付引当金戻入など引当金の戻入が計上され、特別損失は過年度修正損を計上する。

は 行

	用語	読み方	解説
は	配水・配水管	はいすい・はいすいかん	浄水場において製造された浄水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑にお客さまに輸送すること。市内全域に網の目状に張り巡らされ、各家庭の前まで浄水を送り届けるこの管を配水管という。配水管から分岐して各家庭につながる管は、給水管といい、配水管とは区別される。
	配水池	はいすいち	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量および消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とする。
	配水量	はいすいりょう	浄水場から送り出した水量のこと。1年間の配水量を「年間総配水量」（又は年間給水量）といい、有効率有収率の計算の基礎に用いられる。
ひ	PFI	ぴーえふあい	公共施設の設計、建設、維持管理および運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を

			図るという考え方。
	表流水	ひょうりゅうすい	河川や湖沼の水のように、その存在が完全に地表面にあるものをいう。地表水と同じ意味であり、一般に河川水、湖沼水をいう。
ふ	深井戸	ふかいど	地下水を取水する井戸をいう。ケーシング、スクリーンおよびケーシング内に吊り下げた揚水管とポンプからなり、狭い用地で比較的多量の水を得ることが可能である。
	普及率	ふきゅうりつ	給水区域内人口のうち、実際に給水している人口の割合のこと。普及率(%) = 給水人口 / 給水区域内人口 × 100
ほ	包括的民間委託(包括委託)	ほうかつてきみんかんいたく	民間事業者(受託者)が一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運転・維持管理について受託者の裁量に任せられる、性能発注の考え方に基づく委託方式。
	補助金	ほじょきん	国庫補助金と一般会計補助金がある。
	補填財源	ほてんざいげん	資本的収支予算において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補填に用いられる財源のこと。

ま 行

	用語	読み方	解説
ま	管路図情報システム(GIS)	かんろずじょうほうしすてむ	コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術で、地図情報に地下埋設管や関連施設の図形に加え、管路の口径、管種、埋設年度といった属性情報や管理図面などをデータベースとして一元管理するシステムである。
み	未収金	みしゅうきん	債権は発生しているが、その収入が終わっていないもの。決算(年度末)における未収金は、下水道使用料の3月分未収納額や過年度の未収納額が主なものである。
	未払金	みばらいきん	債務は発生しているが、その支払いが終わっていないもの。決算(年度末)における未払金は、年度末に竣工した修繕費や委託料、3月分の動力費など、支払日が4月以降となるものが主なものである。

や 行

	用語	読み方	解説
ゆ	有収水量	ゆうしゅうすいりょう	浄水場から出た水量(配水量)のうち、実際に使用され水道料金収入につながった水量のこと。

有収率	ゆううしゅうりつ	(年間総有収水量(水道料金収入につながった水量)÷年間総配水量(浄水場や配水場から送り出した水量))×100で求める。水道施設の稼働が実際の収益にどの程度反映されたかを表し、高率であるほど水道施設の整備や稼働に要した経費を効率的に収益として確保したことを示す。
-----	----------	--

ら 行

	用語	読み方	解説
り	流動資産	りゅうどうしさん	資産のうち、現金預金、未収金などのように販売過程を経ないで容易に現金化されるものであり、短期負債の償還にあてることができるもの。
	流動負債	りゅうどうふさい	負債のうち、事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務。
	流動比率	りゅうどうひりつ	流動負債に対する流動資産の割合を表すもので、短期債務(一年以内に返済期日が到来する債務)に対する支払能力を判断するために使用される指標。
	料金回収率	りょうきんかいしゅうりつ	給水に係る費用が、どの程度水道料金収入で賄えているかを表す指標である。料金水準等を評価することが可能である。この回収率が高いほど料金の収益性が良く、100%を下回っている場合、給水にかかる費用を給水収益以外で賄っていることを意味する。
	料金算定期間	りょうきんさんていきかん	一定の期間内にかかるであろう原価(費用)を計算し、水道料金で回収を行う期間であり、水道法施行規則第12条第1号では「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つこと」とされ、水道料金算定要領では「おおむね将来の3年から5年を基準とする」とされており、名寄市は5年としている。
	量水器	りょうすいき	水道メーターと同様。
る	類似団体	るいじだんたい	総務省の水道事業経営指標より、水道事業を運営する全国の団体を、規模別、地理的条件別、事業進捗度別に分類した同じグループの団体のこと。
	累積欠損金	るいせきけつそんきん	各事業年度の営業活動の結果生じた欠損金が、多年度にわたって累積したもの。
ろ	老朽管	ろうきゅうかん	固定資産の耐用年数は、地方公営企業施行規則で定められており、水道管は40年となっているので、布設から40年を経過した管を老朽管としている。

老朽管更新事業	ろうきゅうか んこうしんじ ぎょう	管路の耐用年数 40 年は経済的価値の年数であり、耐用年数経過後は直ちに破損するものではなく、地質や深度によって破損状況は変わってくる。しかし、老朽管は布設替えしていくことで事故を未然に防ぐことになるので、老朽管更新事業は永続的に実施していかなければならない事業といえる。
漏水	ろうすい	漏水には、地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水とがある。件数で比べると、90%相当が給水管関係の漏水と見られており、管の材質、老朽度、土壌、腐食、地盤沈下、施工不良、または舗装厚、大型車両化による路面荷重、そして他工事における損傷など、ありとあらゆる要因が漏水を発生させる原因となる。